

「円山動物園で使用する電力」に関する質問と回答

その2

	質問	回答
1.	<p>【単価の記載について】 内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。</p> <p>税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切捨てる認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>内訳書に入力する各単価は税込みとなります。</p>
2.	<p>【単価の記載について】 内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。</p>	<p>告示資料に記載のある小数点以下の端数処理については、指定の通りです。</p> <p>告示資料に記載のない小数点以下の端数処理については、指定はございません。</p>

3.	<p>【内訳書の記載方法】 入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。</p> <p>① 基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点3位以下切り捨て） ② 電力量料金＝使用電力量×単価（小数点3位以下切り捨て） ③ 燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量料金×単価（小数点3位以下切り捨て） ④ 再エネ賦課金＝使用電力量×単価（円未満切り捨て） ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計＝【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】＋④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額＝⑤×110/100（円未満切上）</p>	<p>告示資料に記載のない小数点以下の端数処理については、指定はございません。</p>
4.	<p>【内訳書の封入方法】 入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。</p>	<p>入札書に添付することとしておりますが、留め方や箇所等の指定はございません。</p>
5.	<p>【入札書について】 入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしいです。</p>

6.	<p>【再入札に関して】 弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。</p>	<p>提出は不要です。 再入札を行う場合に、改めて確認させていただきます。</p>
7.	<p>【契約内容について】 現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例 ○○電力業務用電力、高圧電力等</p>	<p>現在の契約電力会社：王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社 契約種別：高圧</p>
8.	<p>【契約内容について】 本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>予備電力の契約はございません。</p>
9.	<p>【契約内容について】 本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>自家発補給電力の契約はございません。</p>

<p>10. 【契約電力の変更】 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。</p> <p>(500 kW未満の実量制契約の場合)</p> <p>直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。</p> <p>(500kW 以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合)</p> <p>⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間を頂きます。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)</p> <p>(500kW 以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去 12 か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間を頂きます。</p> <p>管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)</p>	<p>契約電力の変更希望及び予定はございません。 契約後の契約電力変更に関しては受注者と発注者間の協議とします。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

<p>11. 【違約金に関して】 協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか</p>	<p>契約後の契約電力変更に関しては受注者と発注者間の協議とします。</p>
<p>12. 【燃料費調整に関して】 請求書の表記について、【線上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月1日から2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2025年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p>【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月18日から2025年5月17日まで使用した電気料金は、2025年5月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2025年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p>	<p>計量日は毎月1日とします。 経理上不都合はございません。</p>

<p>13. 【燃料費調整に関して】 弊社では契約期間中に燃料費調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。 (入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません) 契約期間中に適用する燃料費調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表されている算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>燃料費調整は行うこととし、その方法は当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用してください。</p>
<p>14. 【燃料費調整に関して】 燃料費調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>

<p>15. 【燃料費調整に関して】 「北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。」と記載がございますが、一般送配電が定めているのは「最終保障約款」のみとなっております、「最終保障約款」は通常、何らかの理由で小売電気事業者と契約できない需要家が契約をするものになります。燃料費調整額も最終保障約款のほうが割高になることから弊社としてはみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の標準供給条件(電気標準約款)の燃料費調整制度に準じたいのですが問題ございませんでしょうか。上記対応が不可能な場合は入札への参加が出来かねる場合がございます。</p>	<p>燃料費調整は行うこととし、その方法は当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用してください。</p>
<p>16. 【請求書について】 弊社の請求書は、原則、翌月 10 営業日迄に Web サイト上で開示、15 営業日迄に原本の到着とし（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）、検針日から 30 日以内にお支払いいただくこととし、年度末も同様の対応をいただいておりますがご了承いただけますでしょうか。ご了承いただけない場合協議により決定させていただきますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>本市が請求書に求める要件が全て満たされているものを除いて、Web ページ上に開示された請求書により、お支払いすることはできません。</p> <p>請求書の支払い期限については、契約書（案）第 11 条第 4 項の通りです。</p>

17.	<p>【請求書について】 弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。 (Web からダウンロード可能)</p>	<p>本市が請求書に求める要件が全て満たされているものを除いて、Web ページ上に開示された請求書により、お支払いすることはできません。</p>
18.	<p>【契約書に関して】 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書や覚書について協議することは可能です。 契約書にない細目的事項に関して、受注者と発注者間の協議とします。</p>
19.	<p>【契約書に関して】 契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>業務執行までに契約書を作成する必要はありますが、それ以外に提出期限等はございません。</p>
20.	<p>【支払方法について】 お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>どちらでもよろしいです。</p>

<p>21. 【支払方法について】 【銀行振込を選択される場合はご回答ください】 分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。</p>	<p>契約書（案）第 10 条及び 11 条の通りです。</p>
<p>22. 【落札後の手続きについて】 電力切替のお手続きが供給開始の 15 営業日前までに不備のない状態で手続きを終える必要があります。落札後の手続きとして下記の流れになります。</p> <p>①請求書データより、必要な情報を弊社にて記載した申込書の作成（契約名義・供給地点番号・契約会社・契約会社お客様番号）</p> <p>②弊社記載後各拠点のご担当者様情報（所属部署・名前・メールアドレス）と各需要場所の主任技術者様の情報（所属会社、担当者名、電話番号）等を申込書に記載頂く</p> <p>③現供給電力会社および送配電への連携（供給開始前 15 営業日以内※不備のない状態）上記対応が必要なため、「供給地点情報が記載されている請求書」を 3 営業日以内に頂きたいのですが、ご対応可能でしょうか。</p> <p>また電気事業法上、各需要場所の主任技術者様の情報を取得する必要があるため、②をご用意するまでにあらかじめご確認とご用意をお願い致します</p>	<p>落札後の手続きについては、受注者と発注者間の協議のうえ対応致します。</p>